



・養父市社協だより

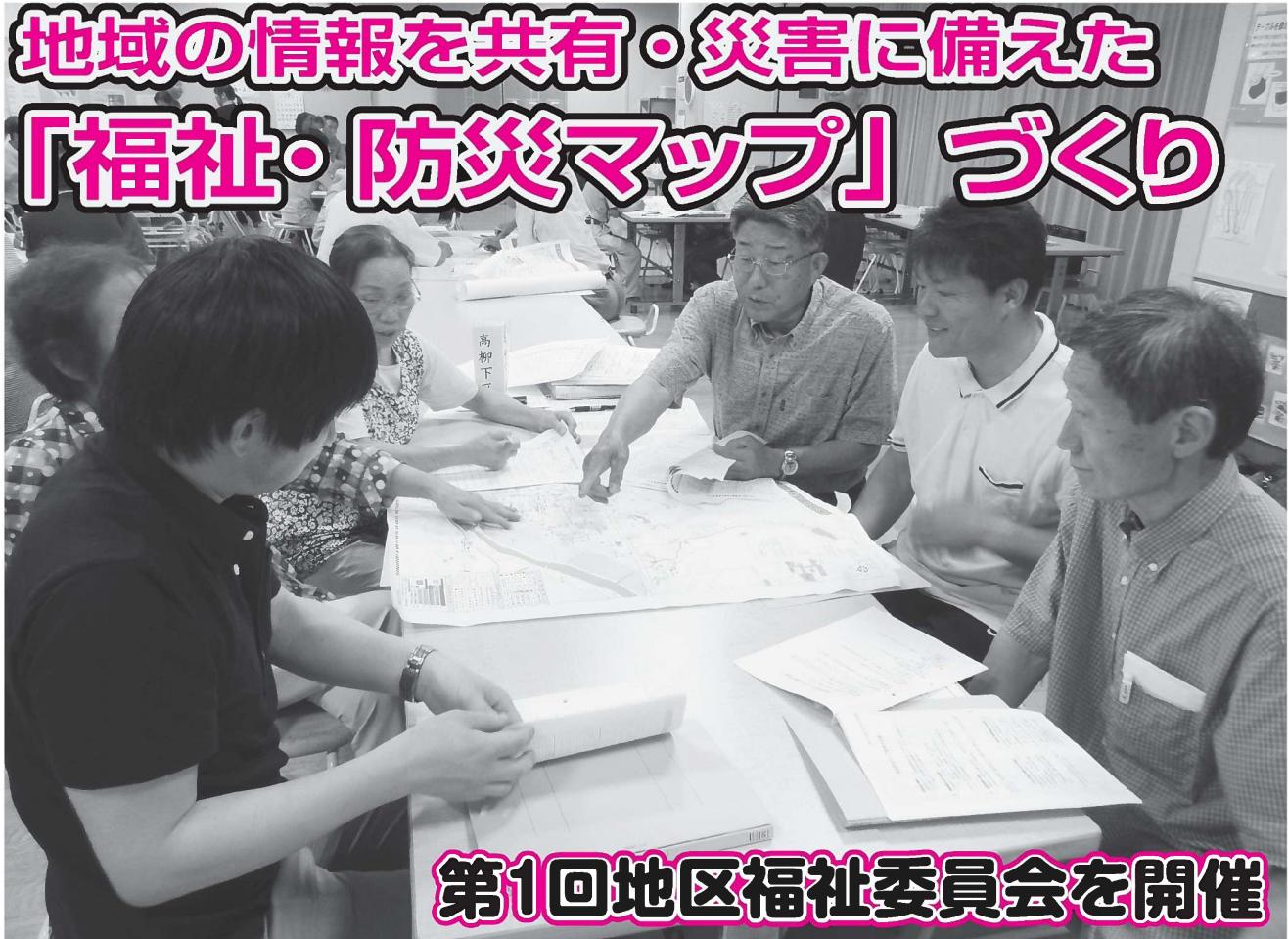
WELFARE INFORMATION

市民と福祉をむすぶ

かけはし

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）
平成30年7月13日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail :info@yabu-shakyo.jp
■ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

地域の情報を共有・災害に備えた 「福祉・防災マップ」づくり



第1回地区福祉委員会を開催

▲福祉・防災マップづくりは区内の危険個所や避難所、災害時に支援が必要な人を関係者間で確認することで、災害時だけでなく普段からの見守りや助け合いの意識を高めています（＝6月29日、高柳地区福祉委員会・高柳小学校）

6月12日から始まつた平成30年度第1回地区（校区）福祉委員会は、市内19会場で開催されました。

委員会では各行政区の「福祉・防災マップ」を更新しました。このマップは平成22年から福祉連絡会メンバーや消防団員等が中心となり、住民自ら作成・更新を行っています。

6月29日、高柳地区福祉委員会には64人が参加。要援護者の新規登録や状態の確認・変更等をみんなで話し合いました。上八木区長の小林博紀さんは「今年9月にあら一斉避難訓練は、高柳校区がモデルとして取り組みます。今回の福祉防災マップの更新を訓練に生かしていきたいです」と話していました。

また、当団は上郡町健康福祉課の職員3人が視察研修に訪れ、「住民の皆さんは区内の状況をよく把握され、熱心に話し合われており、勉強になりました」と地域力の高さに驚いていました。

6月12日から始まった
平成30年度第1回地区
(校区)福祉委員会は、市
内19会場で開催されました。

■八鹿支部 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 電話 (079) 662-0160 ■養父支部 〒667-0101 養父市広谷251-1 電話 (079) 664-1142
■大屋支部 〒667-0315 養父市大屋町加保678-1 電話 (079) 669-1598 ■関宮支部 〒667-1105 養父市関宮193 電話 (079) 667-3248

平成29年度 事業報告

住民主體で 「共に生きる地域づくり」をすすめる

養父市社会福祉協議会は、国が掲げる「我が事・丸」と「地域共生社会の実現」をめざして、住民活動主体の原則に基づき、地域が抱えているさまざまな生活・福祉課題を地域全体の課題として捉え、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、福祉コミニティづくりをすすめています。

6月15日の評議員会で、平成29年度の事業報告と決算が承認されました。事業について一部抜粋して紹介いたします。



▲「あつたらいいなこんな助け合い」について話し合った地区福祉委員会(=平成29年12月6日、小佐ふれあい俱楽部)

福祉連絡会の活動支援

各行政区の福祉連絡会が行う友愛訪問見守りあい活動、交流事業などを支援するため、144区へ活動助成金として計2,022,000円を助成しました。

また、地区(校区)福祉委員会を市内19地区でそれぞれ3回実施し、福祉防災マップの更新などを行いました。

平成29年度は地域の宝物マップ(平成28年度に作成)をもとに、地域にあればいいと思う助け合い活動について話し合い、さらに各区で取り組めそうな活動を取り上げて、平成30年度の活動計画を作成しました。

総合相談・生活支援の体制づくり

ケアワーカー・相談支援ワーカー(個別支援)やコミニティワーカー(地域支援)の職種間連携を図れるよう、養父支部にケアマネジャーを配

置。大屋地域・関宮地域では、地域包括支援センターの一つ

ノチ(相談窓口)として、高齢者相談センターの運営を受託し、ケアマネジャー一名ずつを配置しました。社協の組織

全体で個人の生活すべてに寄り添う伴走型支援の取り組みを進めました。

点訳ボランティアあかり、傾聴ボランティアみみの会、防サポーター養成研修、精神保健ボランティア養成講座を実施しました。

点訳ボランティアあかり、傾聴ボランティアみみの会、防サポーター養成研修、精神保健ボランティア養成講座を実施しました。

地域ニーズにあったボランティアの養成

また、訪問介護事業所は訪問型生活機能向上サービスを延べ345回実施しました。

点字フォローアップ教室や手話フォローアップ教室、災害ボランティア養成講座などを開催し、福祉学習の機会と

ボランティア活動への参加者の養成を行いました。

また、市と協働し、介護予防サポーター養成研修、精神

精神保健ボランティアほほえみ、要約筆記ボランティアみあげしようの活動支援を継続して行いました。

改正介護保険制度への対応

要支援状態に相当する方を対象とする介護予防・日常生活支援総合事業を市から受託し、社協が各支部で実施していました。ふれあいサロンは、通所型生活機能向上サービスへと移行し、延べ2,582人の利用がありました。

平成29年度は、つなげよう笑顔の輪々をテーマに、手話、点字などの「ボランティア体験」「一人」「介護を体験する」「おもしやりワンド」「認知症の方や家族への理解をする」「認知症啓発」「一人」などを設けて情報発信を行いました。



▲しあわせフェスタ2017「ボランティア体験コーナー」で点字体験をする児童(=平成29年10月28日、養父公民館)

福祉・人権意識の啓発

読者の声 「善意の日」が終わりましたが、職場でも周辺の草刈りとゴミ拾いを行いました。よい汗をかいてすがすがしい気持ちになりました。(八鹿地域 男性 69歳)

② 第169号 かけはし

29年度 決算報告 (事業活動計算書)

収入(収益)の部

勘定科目	決算額
会費収益	10,545,400
寄附金収益	78,485,042
経常経費補助金収益	25,493,841
受託金収益	59,868,700
事業収益	13,112,565
介護保険事業収益	325,258,846
障害福祉サービス等事業収益	16,026,204
その他の収益	6,318,255
受取利息配当金収益	55,849
その他のサービス活動外収益	382,894
施設整備等補助金収益	996,000
固定資産受贈額	5,253
拠点区分間繰入金収益	31,000,000
収入	567,548,849
当期収支差額	64,745,051

(単位:円)

支出(費用)の部

勘定科目	決算額
人件費	346,328,558
事業費	65,265,670
事務費	45,657,794
共同募金配分金事業費	229,607
分担金費用	185,000
助成金費用	5,399,000
負担金費用	17,000
減価償却費	9,092,651
国庫補助金等特別積立金取崩額	△626,445
その他の費用	28,810
支払利息	208,284
その他のサービス活動外費用	17,860
固定資産売却損・処分損	9
拠点区分間繰入金費用	31,000,000
支出	502,803,798

(単位:円)

【収入の部】

高齢者相談センターや訪問介護事

業所の訪問型生活機能向上サービス

事業などを受託することで昨年度に

比べ770万4533円の増額とな

【支出の部】

平成29年度は、事業費の見直しや

事務費の経費削減に努め、昨年度に

比較して295万4368円の支出

を抑制しました。

【決算のまとめ】

当期収支差額は6474万505

1円の増となりました。その要因は

多額の寄付金(左記参照)によるも

ので、それを差し引けば、約850

万円の赤字となり依然として厳しい

経営状態です。

今年度、第3次地域福祉推進計画

の策定にあたり、事業の見直しや経

費削減に今後も努めてまいります。

評議員・理事
支部運営委員

平成30年度に養父市社会福祉協議会の評議員・理事・支

部運営委員で役員の交代がありましたので紹介します。

【評議員】

旧評議員 新評議員

田原修一→池田哲彦

藤原義辛→木谷作良

小林史朗→河戸茂樹

米田渡→西谷眞一

長村義辛→木谷作良

内田昭寛→政清

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

長村弘→藤原逸郎

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

長村弘→藤原逸郎

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

長村弘→藤原逸郎

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

交代のおしらせ



【支部運営委員】

旧委員 新委員

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

長村弘→藤原逸郎

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

長村弘→藤原逸郎

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

長村弘→藤原逸郎

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

長村弘→藤原逸郎

内田誠→三宅公男

米田昭寛→政清

橋尾頼人→松田俊男

評議員・理事

但馬地域こうのとり大使による 縁結び交流会

但馬地域の「こうのとり大使」企画の婚活イベント！運命の人と出会いませんか？

日時：平成30年9月30日(日)
11:00～15:30

場所：但馬長寿の郷

対象：男性45歳以下の但馬在住
または在勤の独身の方
女性20歳以上で県内在住
または在勤の独身の方

内容：1対1のトーク、ランチ等

参加費：男性 2,000円／女性 1,500円

定員：男女各15名

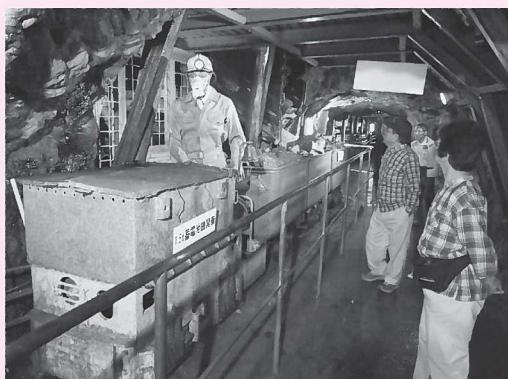
締切：平成30年9月4日(火)

【問い合わせ・申込先】

但馬出会いサポートセンター

電話：079-662-7701





▶坑道内は、年間を通じて約13度の気温。銀山ボーアイズのマネキンが当時の作業を再現しています（＝6月10日、生野銀山）

野銀山、まちこくり工
井筒屋を見学し、播磨屋
本店で買い物を楽しみま
した。

けど、声を掛けてくれるので
参加できます」「毎年、樂し
い旅行を計画してくれる役員
の皆さんに感謝します」など
笑顔でした。

福祉委員代表の上垣早代子
さんは「小集落ならではの小
旅行です。これからも、区民
のふれあいを大切に、みんな
で買い物、食事、おしゃべり
しながら出かけられることを
考えていきたいです」と語り
ていました。

15世帯、人口36人の中間区では「顔を掛け合って、とにかく出かけよう!!」をスローガンに、ふれあい喫茶や、季節ごとのイベントのほか、普段からの見守りあいや、友愛訪問などの福祉活動に取り組んでいます。

6月10日には、今年で3回目となる「小旅行」が開催され、12人が参加。牛野銀山、まちづくり工房、井筒屋を見学し、播磨屋



▲参加者全員で記念撮影。「来年はどこにいく？」と、次回の相談もしました

区民のふれあいを大切に

中間区小旅行を開催

子育てサロン・放課後プレーパークの案内

子育てサロン関宮	
・日時	7月23日(月)
・場所	関宮ふれあいの郷
・子育てサロンそよ風	10:00～11:30
・日時	7月23日・30日(月)
・場所	8月6日(月)
・ふれあいきいきサロンそよ風	10:00～11:30
・子育てサロン高柳	7月25日(水)
・日時	「プールあそび」 10:00～11:30
・場所	高柳ふれあい健楽部
・子育てサロン伊佐	8月6日(月)
・日時	10:00～11:30
・場所	伊佐ふれあい健楽部
子育てサロンすくすく	
・8月はお休みします	
夏休みプレーパーク	
・日時	7月28日(土)
・場所	里山の森公園
※参加者1人100円	
関宮放課後プレーパーク	
・日時	8月10日～17日(金)
・場所	軒下
・8月はお休みします	
大屋放課後プレーパーク	
・8月はお休みします	

手話

フォローアップ教室

過去に手話教室を受講した方を対象にフォローアップ教室を下記の日程で開催いたします。

ぜひ、参加ください。

■とき 平成30年 8月 8日(水)
8月22日(水)
8月29日(水)

■ところ 地域交流センター 「福祉の杜」1階会議室



【問い合わせ先】

養父市社会福祉協議会
電話：079-662-0160

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか?

- ◆ 7月 27日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 8月 3日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 8月 10日(金) 社協養父支部
- ◆ 8月 17日(金) 大屋保健センター
- ◆ 8月 24日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 9月 7日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 9月 14日(金) 社協養父支部
- ◆ 9月 21日(金) 大屋保健センター

弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 平成30年9月19日(水)
- 場 所 大屋保健センター
- 相談 時 間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月～金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。

教えて弁護士さーん!

第100回 「スポーツと不法行為」のはなし

Q 最近、アメリカンフットボールでの危険なタックルが問題となっています。怪我をした選手から被害届が出ているという情報もあります。

うちの子どもはサッカーをしており、試合中に相手選手からタックルされて腕を骨折したことがあります。スポーツをする中で起きたことなので、子供の骨折について問題にするつもりはありませんが、どのような場合に問題となるのでしょうか。

A 隨分以前に、このコラムにおいて、「スポーツに伴う怪我について」として説明させていただきました。

ただ、この時は意図的に行った行為についてはあまりお伝えしておりませんでしたが、ここ最近で問題になっているのは、意図的に相手を怪我させようとしたような場合に、不法行為や傷害罪に問われるのか、という点ですので、改めてお話しさせていただきます。スポーツの中で相手と接触し、怪我をさせてしまうことはあります。この時、スポーツのルールとして許されている範囲であれば、相手にタックルすること、



杉本 あこ
亞瑚ちゃん 0歳7ヶ月
(中瀬・女の子)



お母さんの弘子さん、
お父さんの修さんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか?

人に好かれるように呼びたくなる名前を探しました。「あこ」という響きが気に入り、漢字は大切な宝という意味でつけました。

◆今、興味をもっていることはなんですか?

絵本が大好きで、1人でも絵本を開いて見ています。寝返りができるようになり、自分の好きな所へ頑張って移動しています。

◆ご両親から一言メッセージ

できる事がどんどん増えてきて、お父さんとお母さんも楽しくなります。これからも健康で元気に大きくなってね。

さらには格闘技のように結果として怪我を生じさせる場合がある行為であっても、違法ではない、ということになります。ルールとして定められており、選手同士そのことを理解しあったうえで行っているのだから、結果として怪我が生じたとしても、相手を責めることはできないことになります。

ただし、今回問題となっている場合のように、明らかにルールを逸脱した反則行為であったり、プレーが途切れている時点での行為などであれば、傷害罪などの刑事罰や、不法行為として損害賠償請求が認められることがあるでしょう。たとえば、わざとキャッチャーに当たるようにバットを振ったり、格闘技であっても競技時間が止められているときに技をかけるなどした場合には、暴行罪や傷害罪が成立することもあると考えます。

スポーツは怪我を生じさせる場合もあるのですが、フェアプレーの意識で行うからこそ、違法とならないのです。勝負にこだわりすぎて、相手に怪我をさせてでも結果を出そうとすると、場合によっては取り返しのつかない事態となることがあることを、改めて意識していただきたいと思います。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。